

### 第35回村上市農業委員会総会会議録

第35回村上市農業委員会総会を令和5年5月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
9番	本間サヨ子	11番	斎藤博
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

4番	本間裕一	8番	遠山久夫
10番	稲葉浩之	12番	加藤孝平

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久

○高橋局長

定刻になりましたので、ただいまから第35回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は4名です。議席番号4、本間裕一委員、議席番号8番、遠山久夫委員、議席番号10番、稲葉浩之委員、議席番号12番、加藤孝平委員からの欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は16名であり、村上市農業委員

会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山会長）

挨拶（略）

○高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

○議長（石山会長）

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。恒例により議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議席番号17番、大倉委員、議席番号18番、大野委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山会長）

日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局説明してください。

○中村次長

それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

報告に入る前に、1点、申し訳ございません。皆様方の机にお配りさせていただきました、9ページ、一枚物の図面、こちらのほうに差し替えをお願いしたいと思います。下のほうに2筆、報告案件に該当しない筆が入っておりました。そのため、こちらのほうに差し替えをお願いしたいと思います。

それと、報告第1号以降の議案書の中で、ちょっと経線、縦の経線が特に消えていて見づらいとのご指摘をいただいております。それで、来月から経線の太さ変えるなり、一応原本は全部縦の線入っているのですが、優秀なコピー機と何か認識が変わって、消えているようですから、来月からはこれ改善させていただきたい。大変申し訳ございません。見づらくて大変申し訳なかったのですが、その辺直させていただこうと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それでは、早速1ページ御覧いただきたいと思います。今月は、報告案件11件ございます。そのうち1番から8番までにつきましては、昨年8月の豪雨災害により被災した〇〇集落内の農地に関する案件となっております。

それでは、番号1から報告させていただきます。番号1、住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地は1筆、面積846平米。申請事由としましては、申請地は昨年8月の豪雨災害により被災し、今後農地としての利用を予定していないためでございます。

続きまして、下段、2、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地は1筆、面積750平米。申請事由は同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、2ページ目御覧いただきたいと思います。番号3、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地は1筆、面積29平米。申請事由は同じでございます。

続きまして、下段、番号4、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地1筆、419平米でございます。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号5、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地1筆、413平米。申請事由は同じでございます。

下段、番号6、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地は2筆、600平米。申請事由は同じでございます。

次のページ、4ページ御覧いただきたいと思います。番号7、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地2筆、968平米でございます。

下、8番、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇、土地は5筆、面積2,080平米。申請事由は1番と同じでございます。

ここまでが災害関連の案件となります。

続きまして、右側、5ページ御覧いただきたいと思います。番号9、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、194平米。申請事由としましては、申請地は25年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

下段、番号10、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては5筆、面積が2,926.91平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次のページ、6ページ御覧いただきたいと思います。最後、11番の案件でございます。申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては3筆、1,763平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置について説明いたします。隣の7ページ御覧いただきたいと思います。番号1から8番までの案件でございます。図面左上、ちょっと一部しか写っておりませんが、〇〇集落がございます。図面には入っておりませんが、左下方向に荒川がございます。図面下方向から右下のほうに進むと〇〇集落がございます。今回の申請箇所は、図面右下に太線で囲まれている14筆が申請地となっております。

続きまして、次のページ、8ページ御覧いただきたいと思います。図面上段中央から左下方向に通っているのが国道7号でございます。図面左側に村上瀬波温泉インターチェンジがございます。

国道7号から図面下段中央に通っているのが国道290号です。図面下段中央から右下方向にある集落が〇〇集落でございます。この〇〇集落の上、図面右側の太線で囲まれている2か所、右側に三角形の2か所ございますけど、こちらのほうが番号9の箇所になります。

続きまして、右側、9ページ御覧いただきたいと思います。申請地、番号10番の案件でございます。図面左端に上から下方向に通っているのが国道7号で、その右側にある集落が〇〇集落でございます。図面には入っておりませんが、7号を下方向に進みますと1級河川荒川がございます。図面中央よりやや下に太線で囲まれている3筆、すみません。先ほど言った2筆は削除されておりません。3筆と図面右上の2筆が今回の申請地となっております。

続きまして、10ページ御覧いただきたいと思います。番号11の案件でございます。左上から中央下段方向に通っているのが県道小揚猿沢線でございます。その右側を流れているのが長津川でございます。その川の右側、中段に太線で囲まれている3筆が今回の申請地でございます。

報告は以上でございます。

○議長（石山会長）

ただいまの報告について質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようであります。

それでは、日程5の議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、11ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が3件、売買の案件が2件、合わせまして5件でございます。

それでは、番号1番の贈与案件からご説明いたします。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積2,585平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら姉の〇〇〇〇さんから妹さんに当たります〇〇〇〇さんのほうへ贈与をされるものでございます。

続きまして、番号2番でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積665平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら林地の耕作者に当たります〇〇〇〇さんのほうに贈与をされたいものでございます。

続きまして、番号3番になります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田が5筆、畑が10筆、合わせまして3,021平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）になります。こちら、このた

びの〇〇地内の圃場整備の件もありまして、現在の耕作者の〇〇〇〇さんに贈与されたいものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、14ページになります。番号4番から売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積519平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積が532平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。15ページ御覧ください。こちら山辺里地区の〇〇集落でございます。ページの左上に三面川が流れております。ページの右下側に朝日地区の〇〇集落でございます。〇〇集落と三面川に挟まれるように農地がございます。集落の西側に1筆と東側に2筆、太く囲っている箇所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、16ページ御覧ください。こちら村上地区の緑町周辺でございます。ページの右側に村上総合病院がございます。ページ左側には村上中央自動車学校がございます。ページの中央やや下側に、記念病院の右下側に当たりますけれども、1筆太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号2番の位置図でございます。

続きまして、右側の17ページ御覧ください。こちら朝日地区の〇〇集落周辺でございます。ページの下側に三面川が流れておりまして、北側が〇〇集落、下側が〇〇集落でございます。〇〇集落を中心に15筆ほど小さな太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

またページをめくっていただきまして、18ページ御覧ください。こちら坂町の集落になります。ページの下側が国道113号走っております。左側がJR羽越本線でございます。ページ中央やや上側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、右側、19ページ御覧ください。こちら神林地区の〇〇集落でございます。ページ中央を南北に国道345号走っておりまして、左側へ臨海道路岩船港線が延びております。〇〇集落内で看護医療専門学校やや左下側になります。太く囲った1筆がございます。こちら議案第1号、番号5番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

20ページ御覧いただきたいと思います。番号1、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、親子関係でございます。土地につきましては1筆、333平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第1種農地、備考としましては、申請者は隣接地の実家において親と同居しているが、家族が増え手狭となってきたため、申請地である親の土地を借り受け、住宅を建築するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連檐しており、集落に接続して住宅を設置するものです。木造2階建て1棟、建築面積60.45平米でございます。こちらの案件、昨年8月の定例会において農振除外に伴い意見書を出した案件でございます。

続きまして、下段、2、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、こちらも親子関係でございます。土地につきましては2筆、405平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第1種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、実家近くで探していたところ、申請地である親の土地を最適と考え、住宅を建築するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連檐しており、集落に接続して住宅を設置するものです。木造2階建て1棟、建築面積60.03平米、カーポートはアルミ製でございます。1棟、建築面積30.25平米、農機具物置、こちらの現存しております親御さんが設置したのも対象となりますので、今回合わせて上げていただいております。木造1棟、建築面積12平米となっております。

続きまして、隣のページを御覧ください。番号3、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、875平米、転用目的は現場事務所及び駐車場敷地、契約は賃貸借、1年当たり〇〇〇〇円、農地区分は第3種農地、備考としましては、一時転用で、利用期間は令和5年6月1日から令和6年の4月30日、11か月となっております。全体面積は875平米、関係者2名となっております。こちらの案件は、先月の福田組の事業計画変更の申請あった場所を引き続き転用申請するものでございます。高速工事の関連でございます。

続きまして、下段4、貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。土地につきましては1筆、2,323平米、転用目的は現場事務所、作業員宿舍及び駐車場敷地、契約につきましては賃貸借、対価として期間中で〇〇〇〇円ということでございます。農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用で、利用期間は令和5年6月1日から令和8年の12月31日、3年7

か月となっております。全体面積は2,323平米、関係者は2名となっております。

続きまして、次のページ、22ページ御覧いただきたいと思います。番号5、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇でございます。土地につきましては1筆、724平米、転用目的は作業員詰所及び資材置場敷地、契約は賃貸借、対価として300,000円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用、令和5年6月1日から令和8年12月31日の3年7か月間となっております。全体面積947平米、うち農地が724平米、その他、原野でございますが、223平米となっております。関係者2名となっております。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。右側、23ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右側、上から下方向に通っているのが国道7号でございます。図面下段、右から左方向に流れているのが山田川でございます。山田川の上に〇〇集落がございます。図面上段に〇〇集落がございます。その〇〇集落と〇〇集落との間、太線で囲まれているのが今回の申請地でございます。

続きまして、次のページ、24ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面左側を上から下に通っているのが国道7号でございます。図面左下に荒川高校がございます。図面上段、中央から右方向にあるのが〇〇集落でございます。図面右側中段に太線で囲まれている箇所が今回の申請地となっております。

続きまして、右側、25ページ御覧いただきたいと思います。図面中央よりやや左側を縦に通っているのがJR羽越本線でございます。図面右側、上から下を通っているのが国道7号でございます。図面中央に位置している集落が勝木集落でございます。図面右側、中段に太線で囲まれている2筆が今回の申請地となっております。

続きまして、26ページ御覧いただきたいと思います。図面中央を上から下を通っているのが国道7号でございます。その右側にJR羽越本線が走っております。国道7号の左側に〇〇集落がございます。図面下段に太線で囲まれている2筆、ちょっと離れていますがございます。こちらが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

#### ○議長（石山会長）

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番につき報告を願います。

15番、佐藤委員。

#### ○佐藤委員

15番、佐藤です。村上地域では四日市住宅建築敷地の現地調査をしてきましたので報告いたします。

5月10日午前9時より農業委員2名、推進委員1名、事務局より中村次長、現地には石山行政書

士、土地所有者の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。申請者は、転勤で佐渡に住んでいて、このたびの転勤により地元に戻ってきました。家族も増え、実家も手狭になり、実家隣に住宅を建築する予定です。申請地は家庭菜園で使用されてきて、管理をされておりました。面積も小さいので、生産性は少ないと見てきました。建築に当たっては、造成はせず、生活雑排水は公共下水道を使用し、雨水は自然垂下と側溝で対応をします。隣接する農地はなく、周囲の農地にも影響を及ぼすことはない判断をして、委員全員で許可相当との意見となりました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山会長）

次に、議案番号2番について現地調査報告をお願いします。

13番、齋藤文夫委員。

○齋藤委員

13番、齋藤です。議案第2号、番号2の現地調査の報告をいたします。

5月の12日、荒川支所において午後1時30分から農業委員2名、最適化推進委員3名で、事務局中村次長から説明を受け、番号2の現地調査を土地の所有者の〇〇〇〇さん、遠藤行政書士の立会いで確認いたしました。現地は先月の総会で贈与による所有権の移転を終えた畑と〇〇〇〇さんの接地の畑で、親子であり、使用貸借で住宅を建築するものです。生活排水は公共下水道に接続しまして、雨水は地下浸透で処理します。隣地は親の畑で、緩衝帯を設けますので、農地への影響はなく、地区委員、推進委員、許可相当の意見ですので、皆々様の慎重審議をお願いいたします。

○議長（石山会長）

続いて、議案番号3番、4番、5番についての現地調査報告をお願いします。

11番、齋藤委員。

○齋藤委員

11番、齋藤です。議案第2号、番号3番、4番、5番について、5月15日現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は午前9時30分、山北支所会議室におきまして農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長、山北支所富樫課長補佐が出席し、初めに事務局より申請内容について説明を受けました。その後、番号3番、勝木の現場に移動し、水倉組の〇〇〇〇さん立会いの下、現地の確認を行いました。今回の申請は、先月、4月総会で福田組さんより事業計画変更申請のありましたところをそのままの状態の水倉組さんが引き継ぐもので、現場事務所及び駐車場敷地もそのまま引き継がれます。申請内容に相違がないことを確認いたしました。

次に、番号4番、5番の中浜の現場のほうに移動いたしまして、西松・加賀田JVの〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容の確認を行いました。番号4番につきましては、朝日温海道路改修工事に当たる工事用現場事務所、作業員宿舎及び従業員の駐車場として使用するため、一時転用の許可申



請をするもので、申請地周辺に隣接する住民の同意も得て、また土地所有者からの同意も得られたために転用申請するものです。雨水につきましては自然流下、上下水道につきましては公共施設使用により対応する予定です。

続いて、番号5番ですが、番号4番の上流側へ200メートルほど行ったところで、作業員の休憩所及び資材置場と使用する予定です。こちらにつきましては、上下水道は使用せず、仮設トイレ等を使用の予定です。よって、山北地区といたしましては許可するものとの意見となりました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

それでは、第2号議案、質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

特になくありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、27ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借1件、賃貸借の設定が11件、売買の案件が1件、合わせまして13件でございます。

それでは、番号1番の使用貸借の案件からご説明いたします。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、面積が967平米、期間は3年間、新規の設定となります。

続きまして、番号2番から賃貸借の設定でございます。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、面積3,009平米、期間は1年間、賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米90キロ、改良区費は貸人負担、新規の設定となります。

以降、29ページの番号12番までが賃貸借権の設定でございます。

ページめくっていただきまして、30ページから御覧ください。番号13番になります。売買の案件でございます。番号13番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田23筆、面積合わせまして7,922平米、利用権の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇

円でございます。数が多くて、34ページまで記載されております。

場所の説明をいたします。35ページ御覧ください。こちら先ほど3条申請にも出てきましたが、〇〇集落でございます。集落を中心に全て三面川寄り、北側になります。こちら側からいきますと、集落の手前の〇〇側に3筆、集落のちょうど下のほうになりますけれども、2筆ございます。それと、集落の上、東側に固まって18筆ほどございます。こちらが議案第3号、番号13番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。

説明した案件につきまして、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

今ほど説明があった議案第3号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

その他について、議案として皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようであります。

（引き続きやりますかの声あり）

○議長（石山会長）

引き続き休憩なしでよろしいですか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

引き続き休憩なしで、じゃ次の項目に入りますが、その前に4月にまだ紹介していなかった職員、近藤さんを紹介します。一言挨拶。

○近藤副参事

朝日産業建設からこちらのほうに来ました近藤と申します。地域計画、それから機構の契約の関係を主に担当しております。よろしく願いいたします。

○議長（石山会長）

よろしく申し上げます。

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後2時45分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年5月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員